

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成20年9月30日現在)	当連結会計年度 (平成21年9月30日現在)												
<p>※1. 担保に供している財産および偶発債務 当社代表取締役 濱田佳治の借入金 402,000千円に対して、担保として差し入れた 保険積立金は404,399千円であります。</p> <p>2. 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的 な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結 しております。この契約に基づく当連結会計年度末の 借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>2,300,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>1,550,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>750,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	2,300,000千円	借入実行残高	1,550,000千円	差引額	750,000千円	<p>1. _____</p> <p>2. 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的 な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結 しております。この契約に基づく当連結会計年度末の 借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>当座貸越極度額</td> <td>1,800,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>900,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>900,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	1,800,000千円	借入実行残高	900,000千円	差引額	900,000千円
当座貸越極度額	2,300,000千円												
借入実行残高	1,550,000千円												
差引額	750,000千円												
当座貸越極度額	1,800,000千円												
借入実行残高	900,000千円												
差引額	900,000千円												

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (株)	当連結会計年度増 加株式数 (株)	当連結会計年度減 少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	115,391	—	—	115,391
合計	115,391	—	—	115,391
自己株式				
普通株式(注)1,2	—	9,708	1,020	8,688
合計	—	9,708	1,020	8,688

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加 9,708株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少 1,020株は、ストックオプションの権利行使による自己株式の減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年12月21日 定時株主総会	普通株式	173,086	利益剰余金	1,500	平成19年9月30日	平成19年12月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数（株）	当連結会計年度増 加株式数（株）	当連結会計年度減 少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式(注) 1	115,391	—	3,000	112,391
合計	115,391	—	3,000	112,391
自己株式				
普通株式(注) 2, 3	8,688	340	6,600	2,428
合計	8,688	340	6,600	2,428

(注) 1. 普通株式の株式数の減少 3,000株は、自己株式の消却による減少であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加 340株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少 6,600株は、自己株式の消却(3,000株)および第三者割当処分(3,600株)による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年2月13日 取締役会	普通株式	160,054	資本剰余金	1,500	平成20年12月31日	平成21年3月19日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年11月13日 取締役会	普通株式	164,944	利益剰余金	1,500	平成21年9月30日	平成21年12月21日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
※現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在) (千円)	※現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 1,382,512	現金及び預金勘定 1,309,769
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <u>△230,014</u>	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 <u>△50,625</u>
現金及び現金同等物 <u>1,152,497</u>	現金及び現金同等物 <u>1,259,143</u>

(有価証券関係)

前連結会計年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式			
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	13,885	11,295	2,589
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	小計	13,885	11,295	2,589
合計		13,885	11,295	2,589

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
97,972	37,572	988

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	当連結会計年度 (平成20年9月30日現在)
	貸借対照表計上額 (千円)
(1) 満期保有目的の債券 該当事項はありません。	
(2) その他有価証券	
非上場株式	31,308
投資事業有限責任組合出資分	40,377
新株予約権付社債	30,000
(3) 関連会社株式 該当事項はありません。	

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

7. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価（千円）	連結貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	46,422	77,852	31,429
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	小計	46,422	77,852	31,429
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	111,020	89,600	△21,420
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	小計	111,020	89,600	△21,420
合計		157,443	167,452	10,009

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	当連結会計年度 (平成21年9月30日現在)
	貸借対照表計上額（千円）
(1) 満期保有目的の債券	
該当事項はありません。	
(2) その他有価証券	
非上場株式	111,802
投資事業有限責任組合出資分	25,904
新株予約権付社債	30,000
(3) 関連会社株式	
該当事項はありません。	

6. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

7. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	新株引受権 平成13年12月21日株主総会決議	第1回新株予約権 平成15年1月31日取締役会決議	第2回新株予約権 平成15年11月19日取締役会決議	第3回新株予約権 平成16年1月27日取締役会決議	第4回新株予約権 平成16年9月21日取締役会決議	第5回新株予約権 平成17年12月14日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	取締役 6名 従業員 6名	取締役 5名 監査役 3名 従業員 32名	従業員 20名	監査役 1名 従業員 11名	従業員 113名	取締役 1名 監査役 1名 従業員 23名
ストック・オプション数	普通株式 3,760	普通株式 10,550	普通株式 1,358	普通株式 386	普通株式 614	普通株式 5,000
付与日	平成13年12月21日	平成15年1月31日	平成15年11月19日	平成16年1月27日	平成16年9月21日	平成17年12月14日
権利確定条件	付与日以降権利確定日まで継続して勤務していること。	同左	同左	同左	同左	—
対象勤務期間	自 平成13年12月21日 至 平成15年12月31日	自 平成15年1月31日 至 平成15年5月31日	自 平成15年11月19日 至 平成16年12月20日	自 平成16年1月27日 至 平成17年12月19日	自 平成16年9月21日 至 平成17年12月19日	定めておりません。
権利行使期間	自 平成16年1月1日 至 平成23年12月21日	自 平成15年6月1日 至 平成20年12月31日	自 平成16年12月21日 至 平成20年12月31日	自 平成17年12月20日 至 平成21年12月31日	自 平成17年12月20日 至 平成21年12月31日	自 平成17年12月14日 至 平成22年12月31日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	新株引受権 平成13年12月21日 株主総会決議	第1回新株予約権 平成15年1月31日 取締役会決議	第2回新株予約権 平成15年11月19日 取締役会決議	第3回新株予約権 平成16年1月27日 取締役会決議	第4回新株予約権 平成16年9月21日 取締役会決議	第5回新株予約権 平成17年12月14日 取締役会決議
権利確定前	—	—	—	—	—	—
期首	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—	—
権利確定後	—	—	—	—	—	—
期首	817	2,952	318	264	374	4,360
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	1,020	—	—	—	—
失効	—	100	268	—	190	210
未行使残	817	1,832	50	264	184	4,150

② 単価情報

	新株引受権 平成13年12月21日 株主総会決議	第1回新株予約権 平成15年1月31日 取締役会決議	第2回新株予約権 平成15年11月19日 取締役会決議	第3回新株予約権 平成16年1月27日 取締役会決議	第4回新株予約権 平成16年9月21日 取締役会決議	第5回新株予約権 平成17年12月14日 取締役会決議
権利行使価格 (円)	37,605	31,945	90,137	101,500	284,887	351,000
行使時平均株価 (円)	56,147	56,147	56,147	56,147	56,147	56,147
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—	—	—	—

(注) 「公正な評価単価」につきましては、上記はいずれも会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

当連結会計年度（自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日）

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	新株引受権 平成13年12月21日株主総会決議	第1回新株予約権 平成15年1月31日取締役会決議	第2回新株予約権 平成15年11月19日取締役会決議	第3回新株予約権 平成16年1月27日取締役会決議	第4回新株予約権 平成16年9月21日取締役会決議	第5回新株予約権 平成17年12月14日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	取締役 6名 従業員 6名	取締役 5名 監査役 3名 従業員 32名	従業員 20名	監査役 1名 従業員 11名	従業員 113名	取締役 1名 監査役 1名 従業員 23名
ストック・オプション数	普通株式 3,760	普通株式 10,550	普通株式 1,358	普通株式 386	普通株式 614	普通株式 5,000
付与日	平成13年12月21日	平成15年1月31日	平成15年11月19日	平成16年1月27日	平成16年9月21日	平成17年12月14日
権利確定条件	付与日以降権利確定日まで継続して勤務していること。	同左	同左	同左	同左	—
対象勤務期間	自 平成13年12月21日 至 平成15年12月31日	自 平成15年1月31日 至 平成15年5月31日	自 平成15年11月19日 至 平成16年12月20日	自 平成16年1月27日 至 平成17年12月19日	自 平成16年9月21日 至 平成17年12月19日	定めておりません。
権利行使期間	自 平成16年1月1日 至 平成23年12月21日	自 平成15年6月1日 至 平成20年12月31日	自 平成16年12月21日 至 平成20年12月31日	自 平成17年12月20日 至 平成21年12月31日	自 平成17年12月20日 至 平成21年12月31日	自 平成17年12月14日 至 平成22年12月31日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	新株引受権 平成13年12月21日 株主総会決議	第1回新株予約権 平成15年1月31日 取締役会決議	第2回新株予約権 平成15年11月19日 取締役会決議	第3回新株予約権 平成16年1月27日 取締役会決議	第4回新株予約権 平成16年9月21日 取締役会決議	第5回新株予約権 平成17年12月14日 取締役会決議
権利確定前	—	—	—	—	—	—
期首	—	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—	—
権利確定後	—	—	—	—	—	—
期首	817	1,832	50	264	184	4,150
権利確定	—	—	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—	—	—
失効	—	1,832	50	10	20	60
未行使残	817	—	—	254	164	4,090

② 単価情報

	新株引受権 平成13年12月21日 株主総会決議	第1回新株予約権 平成15年1月31日 取締役会決議	第2回新株予約権 平成15年11月19日 取締役会決議	第3回新株予約権 平成16年1月27日 取締役会決議	第4回新株予約権 平成16年9月21日 取締役会決議	第5回新株予約権 平成17年12月14日 取締役会決議
権利行使価格 (円)	37,605	31,945	90,137	101,500	284,887	351,000
行使時平均株価 (円)	—	—	—	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—	—	—	—

(注)「公正な評価単価」につきましては、上記はいずれも会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成20年9月30日現在)	当連結会計年度 (平成21年9月30日現在)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
未払事業税	—	8,563
賞与引当金	49,577	47,088
投資有価証券	99,689	97,359
未払事業所税	1,569	1,542
減損損失	64,095	—
減価償却費	—	69,972
退職給付引当金	8,749	13,258
繰越欠損金	44,942	859,713
その他	4,813	29,032
繰延税金資産小計	273,437	1,126,531
評価性引当金	163,900	938,866
繰延税金資産合計	109,537	187,664
繰延税金負債	(千円)	(千円)
その他投資有価証券差額金	—	4,067
保険業法第113条繰延資産	13,899	—
繰延税金負債の合計	13,899	4,067
繰延税金資産の純額	95,638	183,597

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間の重要な差異

	前連結会計年度 (平成20年9月30日現在)	当連結会計年度 (平成21年9月30日現在)
	当期純損失が計上されているため、記載しておりません。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.6% (調整) 税務上の繰越欠損金の利用 △88.8 交際費等永久に損金に算入されない項目 6.4 住民税均等割等 33.8 その他 △0.4 税効果会計適用後の法人税等の負担率 △8.4

(セグメント情報)

a. 事業の種類別セグメント情報

前連結会計年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

	保険代理店事業 (千円)	広告代理店事業 (千円)	損害保険事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
I. 売上高及び営業利益						
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	6,426,661	247,956	14,635	6,689,253	—	6,689,253
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	32,365	57,936	—	90,301	(90,301)	—
計	6,459,027	305,893	14,635	6,779,555	(90,301)	6,689,253
営業費用	6,238,689	343,578	21,770	6,604,038	(37,610)	6,566,427
営業利益又は営業損失(△)	220,337	△37,684	△7,135	175,517	(52,691)	122,825
II. 資産、減価償却費及び資本的支出						
資産	6,611,308	206,203	1,466,372	8,283,883	(1,087,285)	7,196,598
減価償却費	274,805	18,860	4,180	297,846	—	297,846
資本的支出	264,693	40,000	27,783	332,476	—	332,476

(注) 1. 事業区分の方法

経営の実態が具体的かつ適切に開示できるよう、事業を区分しております。

2. 各事業区分の内容

保険代理店事業 生命保険および損害保険の代理店業並びにこれらに附随する事業。

広告代理店事業 ポスティング、新聞、セールスプロモーションその他広告業務取扱いおよび企画、制作ならびにマーケティング等サービス活動。

損害保険事業 損害保険業。平成20年4月にアドリック損害保険株式会社が営業を開始した為、事業区分を新設しております。

当連結会計年度（自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日）

	保険代理店 事業 (千円)	広告代理店 事業 (千円)	損害保険事 業 (千円)	再保険事 業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
I. 売上高及び営業利 益							
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	6,145,961	266,753	74,582	4,011	6,491,309	—	6,491,309
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替 高	105,720	138,778	—	—	244,498	(244,498)	—
計	6,251,682	405,531	74,582	4,011	6,735,808	(244,498)	6,491,309
営業費用	5,454,620	388,546	75,220	13,236	5,931,624	(218,063)	5,713,561
営業利益又は 営業損失(△)	797,061	16,984	△637	△9,224	804,183	(26,435)	777,748
II. 資産、減価償却費 及び資本的支出							
資産	7,123,954	176,216	1,910,251	139,955	9,350,378	(1,795,425)	7,554,953
減価償却費	257,960	23,871	—	—	281,832	—	281,832
資本的支出	305,301	—	9,351	—	314,653	—	314,653

(注) 1. 事業区分の方法

経営の実態が具体的かつ適切に開示できるよう、事業を区分しております。

2. 各事業区分の内容

保険代理店事業 生命保険および損害保険の代理店業並びにこれらに附随する事業

広告代理店事業 ポスティング、新聞、セールスプロモーションその他広告業務取扱いおよび企画、制作ならびにマーケティング等サービス活動

損害保険事業 損害保険業

再保険事業 再保険業。平成20年11月にAdvance Create Reinsurance Incorporatedが営業を開始した為、事業区分を新設しております。

b. 所在地別セグメント情報

前連結会計年度（自平成19年10月1日 至平成20年9月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成20年10月1日 至平成21年9月30日）

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

c. 海外売上高

前連結会計年度（自平成19年10月1日 至平成20年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成20年10月1日 至平成21年9月30日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

前連結会計年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼 任等 (人)	事業上 の関 係				
役員	濱田 佳治	-	-	当社代表 取締役	(被所有) 直接 17.8	-	-	担保提供 保証料の受 入れ	402 0.3	保険積立 金 -	404 -
役員	堀 了太	-	-	当社 取締役	(被所有) 直接 0.0	-	-	貸付金	9	長期貸付 金	9
役員	伊藤 倫生	-	-	当社 監査役	(被所有) 直接 0.2	-	-	貸付金	6	短期貸付 金	6

(注) 1. 上記金額の内、取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社代表取締役社長 濱田佳治の借入金402,000千円に対して、保険積立金404,399千円を担保として差し入れております。なお、年率0.2%の保証料を受領しております。

3. 資金の貸付については、市場金利等を勘案して利率を決定しております。返済条件は、期間3年ならびに7ヶ月の一括返済としております。なお、担保の受け入れはありません。

(3) 子会社等

該当事項はありません。

(4) 兄弟会社等

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に加えて、連結財務諸表提出会社の重要な子会社の役員が開示対象に追加されております。

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(イ) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(ウ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

(エ) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
1株当たり純資産額 29,656.59 円	1株当たり純資産額 31,879.47 円
1株当たり当期純損失 5,639.77 円	1株当たり当期純利益 2,857.27 円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、 潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失である ため、記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期 純利益 2,851.10円

(注) 1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△623,747	304,770
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失 (△)(千円)	△623,747	304,770
期中平均株式数(株)	110,598	106,665
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	231
(うち新株予約権)	—	—

	前連結会計年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>①平成14年12月20日定時株主総会決議、平成15年11月19日取締役会決議によるストックオプション (株式の数50株)</p> <p>②平成15年12月19日定時株主総会決議、平成16年1月27日取締役会決議によるストックオプション (株式の数264株)</p> <p>③平成15年12月19日定時株主総会決議、平成16年9月21日取締役会決議によるストックオプション (株式の数184株)</p> <p>④平成16年12月22日定時株主総会決議、平成17年12月14日取締役会決議によるストックオプション (株式の数4,150株)</p>	<p>①平成15年12月19日定時株主総会決議、平成16年1月27日取締役会決議によるストックオプション (株式の数254株)</p> <p>②平成15年12月19日定時株主総会決議、平成16年9月21日取締役会決議によるストックオプション (株式の数164株)</p> <p>③平成16年12月22日定時株主総会決議、平成17年12月14日取締役会決議によるストックオプション (株式の数4,090株)</p>

(重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
<p>1. 連結子会社の解散について</p> <p>連結子会社である株式会社アドバンスライフパートナーズは、平成20年9月3日開催の同社株主総会において会社解散を決議いたしました。当該子会社は、生命保険・損害保険の個人向けコンサルティング営業を事業とした会社であります。当社グループ全体の選択と集中により、グループ経営の最適化を目的として、解散することとしたものであります。</p> <p>なお、平成20年11月28日をもちまして、清算手続きが完了、解散いたしました。</p> <p>2. 連結子会社の設立について</p> <p>当社は、平成20年9月30日開催の取締役会において、再保険事業の開始を目的として、連結子会社 Advance Create Reinsurance Incorporated を米国ハワイ州に設立することを決定し、平成20年11月5日に同州より事業免許を取得、設立いたしました。</p> <p>Advance Create Reinsurance Incorporated の概要</p> <p>(1) 商号 Advance Create Reinsurance Incorporated</p> <p>(2) 本店所在地 米国ハワイ州</p> <p>(3) 代表者 取締役社長 濱田 佳治</p> <p>(4) 設立年月日 平成20年11月5日</p> <p>(5) 主な事業内容 再保険事業</p> <p>(6) 資本の額 600,000 (米ドル)</p> <p>(7) 株主構成 株式会社アドバンスクリエイト 100%</p> <p>3. 自己株式の消却について</p> <p>当社は、平成20年11月7日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことを決議いたしました。</p> <p>消却の内容</p> <p>(1) 消却する株式の種類 : 普通株式</p> <p>(2) 消却する株式の数 : 3,000株 (消却前の発行済株式数に対する割合2.59%)</p> <p>(3) 消却後の発行済株式総数 : 112,391株</p> <p>(4) 消却日 : 平成20年11月20日</p>	<p>1. 配当金について</p> <p>平成21年11月13日開催の当社取締役会において、平成21年9月30日現在の株主に対し、平成21年12月21日に164百万円の期末配当を実施することを決議いたしました。</p> <p>2. 募集新株予約権の発行について</p> <p>平成21年11月13日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>(1) 新株予約権の募集の目的及び理由</p> <p>中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層の意欲及び士気向上を目的として、当社取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。</p> <p>なお、新株予約権は、「(3) 新株予約権の内容」</p> <p>「⑥ 新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、権利行使価額を基準として当社株価が一定の値まで下落した場合には、割当者たる当社取締役に対し、本新株予約権の行使期間満了日までに、一定の権利行使価額にて新株予約権を行使することを義務付けており、割当者が株価下落に対する一定の責任を負う内容となっております。</p> <p>(2) 新株予約権の数</p> <p>5,000個</p> <p>(3) 新株予約権の内容</p> <p>①新株予約権の目的である株式の種類および数</p> <p>(ア) 新株予約権の目的となる株式</p> <p>当社普通株式5,000株</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、割当日後、新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。</p> <p>なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)</p>
	<p>(イ) 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とする。ただし、上記(ア)に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、上記(3)①(イ)に定める新株予約権1個の株式の数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における株式会社大阪証券取引所へラクレス市場における当社普通株式の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。</p> <p>なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p>

<p>前連結会計年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)</p>
	<p>③新株予約権を行使することができる期間 新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成21年12月8日から平成26年12月7日までとする。</p> <p>④増加する資本金および資本準備金に関する事項 （ア）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 （イ）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（ア）記載の資本金等増加限度額から、上記（ア）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>⑤譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑥新株予約権の行使の条件 （ア）新株予約権者の相続は認めない。 （イ）割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に40%（但し、上記（3）②に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額の75%（但し、上記（3）②に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(A) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (B) 当社が法令や株式会社大阪証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (C) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (D) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)</p>
	<p>(4) 新株予約権の割当日 平成21年11月30日</p> <p>(5) 新株予約権の取得に関する事項</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書、分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。</p> <p>②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（3）⑥に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>③新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(6) 組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>①交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（3）①に準じて決定する。</p>

<p style="text-align: center;">前連結会計年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当連結会計年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)</p>
	<p>④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(3)②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(6)③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>⑤新株予約権を行使することができる期間 上記(3)③に定める募集新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(3)③に定める募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。</p> <p>⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記(3)④に準じて決定する。</p> <p>⑦譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑧その他新株予約権の行使の条件 上記(3)⑥に準じて決定する。</p> <p>⑨新株予約権の取得事由及び条件 上記(5)に準じて決定する。</p> <p>⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p> <p>(7) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項 当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。</p> <p>(8) 新株予約権と引換えに払込む金銭 新株予約権1個あたりの発行価額は、公正価格とし、当社の株価情報等に基づいて、第三者機関がモンテカルロ・シミュレーションによって算出した価額とする。</p> <p>(9) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 平成21年12月7日</p>

(開示の省略)

連結損益計算書関係、リース取引関係、デリバティブ取引関係、退職給付関係に関する注記については、決算短信における開示の必要性が大きいと考えられるため記載を省略しております。

5. 個別財務諸表
 (1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年9月30日)	当事業年度 (平成21年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	503,861	338,552
売掛金	1,308,085	※3 1,352,843
前払費用	116,729	97,956
繰延税金資産	121,800	182,706
関係会社短期貸付金	24,500	62,500
短期貸付金	106,000	—
未収入金	※3 22,985	※3 29,442
その他	59,364	60,429
流動資産合計	2,263,326	2,124,430
固定資産		
有形固定資産		
建物	122,445	165,069
減価償却累計額	△52,999	△59,857
建物（純額）	69,446	105,212
工具、器具及び備品	170,092	173,757
減価償却累計額	△103,696	△122,992
工具、器具及び備品（純額）	66,396	50,764
リース資産	—	33,509
減価償却累計額	—	△2,682
リース資産（純額）	—	30,827
有形固定資産合計	135,842	186,804
無形固定資産		
のれん	234,087	173,865
広告実施権等	262,855	225,402
商標権	2,508	2,220
ソフトウェア	340,334	343,004
ソフトウェア仮勘定	—	41,822
リース資産	—	17,339
その他	374	374
無形固定資産合計	840,159	804,030
投資その他の資産		
投資有価証券	112,981	335,159
関係会社株式	968,636	1,600,540
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	24,920	32,670
長期前払費用	55,399	49,123
差入保証金	380,968	390,771
保険積立金	※1 1,263,499	※1 1,307,321
長期買取債権	97,564	71,561

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年9月30日)	当事業年度 (平成21年9月30日)
その他	—	240
投資その他の資産合計	2,903,970	3,787,387
固定資産合計	3,879,973	4,778,222
繰延資産		
株式交付費	994	—
社債発行費	11,759	27,705
開発費	323,579	102,109
繰延資産合計	336,332	129,814
資産合計	6,479,632	7,032,467
負債の部		
流動負債		
短期借入金	※2 1,471,000	※2 900,000
1年内返済予定の長期借入金	92,400	92,400
1年内償還予定の社債	300,000	480,000
リース債務	—	9,413
未払金	※3 162,751	※3 243,442
未払費用	31,332	24,227
未払法人税等	41,508	59,003
未払消費税等	36,768	54,904
預り金	34,189	32,096
賞与引当金	122,111	114,748
店舗閉鎖損失引当金	—	8,598
その他	3,929	7,050
流動負債合計	2,295,991	2,025,883
固定負債		
社債	600,000	1,020,000
長期借入金	167,400	75,000
リース債務	—	39,251
繰延税金負債	—	4,067
退職給付引当金	21,550	32,274
長期預り保証金	13,463	※3 24,505
その他	—	18,229
固定負債合計	802,413	1,213,326
負債合計	3,098,405	3,239,210

(単位：千円)

	前事業年度 (平成20年9月30日)	当事業年度 (平成21年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,915,314	2,915,314
資本剰余金		
資本準備金	317,892	16,005
その他資本剰余金	910,508	602,502
資本剰余金合計	1,228,400	618,507
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	100,000	—
繰越利益剰余金	△428,062	375,686
利益剰余金合計	△328,062	375,686
自己株式	△432,840	△122,193
株主資本合計	3,382,813	3,787,315
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△1,585	5,942
評価・換算差額等合計	△1,585	5,942
純資産合計	3,381,227	3,793,257
負債純資産合計	6,479,632	7,032,467

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
営業収益		
保険代理店手数料	5,613,359	5,501,883
その他の収入	789,737	689,197
営業収益合計	6,403,096	6,191,081
営業費用		
広告宣伝費	184,114	93,443
外注費	2,000,731	1,688,921
販売促進費	36,850	44,459
旅費及び交通費	259,965	180,304
消耗品費	49,797	41,922
水道光熱費	36,873	39,830
教育研修費	18,329	22,241
募集採用費	43,499	61,356
通信費	272,025	235,791
報酬給与	1,325,566	1,370,444
派遣費用	207,052	—
賞与引当金繰入額	249,995	228,496
退職給付引当金繰入額	12,709	15,535
退職金	1,465	2,162
法定福利費	202,559	155,441
福利厚生費	15,818	12,391
支払手数料	222,782	225,800
地代家賃	487,581	425,363
租税公課	27,926	31,489
減価償却費	256,778	257,960
のれん償却額	17,883	26,796
その他	251,241	249,540
営業費用合計	6,181,547	5,409,693
営業利益	221,549	781,387
営業外収益		
受取利息	2,547	4,984
受取配当金	225	913
受取家賃	11,436	—
業務受託料	14,000	—
カフェ事業収入	—	34,502
雑収入	26,291	21,646
営業外収益合計	54,501	62,047

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
営業外費用		
支払利息	26,830	34,498
社債利息	13,729	9,900
株式交付費償却	1,407	994
社債発行費償却	8,623	6,965
投資事業組合運用損	3,212	13,820
開発費償却	161,142	161,142
その他	5,842	2,702
営業外費用合計	220,789	230,024
経常利益	55,261	613,411
特別利益		
固定資産売却益	60,369	—
投資有価証券売却益	37,572	—
投資損失引当金戻入額	28,368	—
保険解約返戻金	—	12,232
その他	8	—
特別利益合計	126,318	12,232
特別損失		
投資有価証券評価損	200,304	19,705
投資有価証券売却損	9,027	—
子会社株式評価損	35,863	—
役員退職慰労金	63,690	—
固定資産除却損	53,455	18,166
店舗閉鎖損失	180,945	87,450
店舗閉鎖損失引当金繰入額	—	8,598
臨時償却費	—	93,752
その他	386	12,441
特別損失合計	543,673	240,114
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△362,093	385,529
法人税、住民税及び事業税	53,848	71,753
法人税等調整額	60,721	△61,910
法人税等合計	114,569	9,843
当期純利益又は当期純損失(△)	△476,663	375,686

(3) 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,915,314	2,915,314
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	2,915,314	2,915,314
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	300,584	317,892
当期変動額		
資本準備金の取崩	—	△317,892
剰余金の配当	17,308	16,005
当期変動額合計	17,308	△301,887
当期末残高	317,892	16,005
その他資本剰余金		
前期末残高	925,267	910,508
当期変動額		
欠損填補	—	△328,062
資本準備金の取崩	—	317,892
剰余金（その他資本剰余金）の配当	—	△176,059
自己株式の処分	△14,759	△121,776
当期変動額合計	△14,759	△308,006
当期末残高	910,508	602,502
資本剰余金合計		
前期末残高	1,225,851	1,228,400
当期変動額		
剰余金（その他資本剰余金）の配当	17,308	△160,054
欠損填補	—	△328,062
自己株式の処分	△14,759	△121,776
当期変動額合計	2,549	△609,893
当期末残高	1,228,400	618,507
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	100,000	100,000
当期変動額		
別途積立金の取崩	—	△100,000
当期変動額合計	—	△100,000
当期末残高	100,000	—

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
繰越利益剰余金		
前期末残高	238,995	△428,062
当期変動額		
剰余金の配当	△190,395	—
当期純利益又は当期純損失(△)	△476,663	375,686
別途積立金の取崩	—	100,000
欠損填補	—	328,062
当期変動額合計	△667,058	803,748
当期末残高	△428,062	375,686
利益剰余金合計		
前期末残高	338,995	△328,062
当期変動額		
剰余金の配当	△190,395	—
欠損填補	—	328,062
当期純利益又は当期純損失(△)	△476,663	375,686
当期変動額合計	△667,058	703,748
当期末残高	△328,062	375,686
自己株式		
前期末残高	—	△432,840
当期変動額		
自己株式の取得	△480,183	△19,979
自己株式の処分	47,343	330,626
当期変動額合計	△432,840	310,646
当期末残高	△432,840	△122,193
株主資本合計		
前期末残高	4,480,162	3,382,813
当期変動額		
剰余金の配当	△173,086	△160,054
当期純利益又は当期純損失(△)	△476,663	375,686
自己株式の取得	△480,183	△19,979
自己株式の処分	32,583	208,850
当期変動額合計	△1,097,349	404,501
当期末残高	3,382,813	3,787,315

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	1,250	△1,585
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△2,836	7,528
当期変動額合計	△2,836	7,528
当期末残高	△1,585	5,942
評価・換算差額等合計		
前期末残高	1,250	△1,585
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△2,836	7,528
当期変動額合計	△2,836	7,528
当期末残高	△1,585	5,942
純資産合計		
前期末残高	4,481,412	3,381,227
当期変動額		
剰余金の配当	△173,086	△160,054
当期純利益又は当期純損失 (△)	△476,663	375,686
自己株式の取得	△480,183	△19,979
自己株式の処分	32,583	208,850
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△2,836	7,528
当期変動額合計	△1,100,185	412,029
当期末残高	3,381,227	3,793,257

継続企業の前提に関する注記
該当事項はありません。

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 売買目的有価証券 —</p> <p>(2) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。</p> <p>(3) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>(1) 売買目的有価証券 —</p> <p>(2) 子会社株式及び関連会社株式 同 左</p> <p>(3) その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年～15年 工具器具備品 3年～15年 (追加情報) 当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得したのものについては、償却可能限度額まで、償却が終了した翌事業年度から残存価額を5年間で均等償却する方法に変更しております。 なお、当該変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 のれんについては5年～20年の期間で償却を行っております。 なお、金額の僅少なものについては、その期の損益として処理しております。 のれん以外の資産の主な耐用年数は以下のとおりであります。 広告実施権等 10年 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年～18年 工具器具備品 2年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 のれんについては5年～10年の期間で償却を行っております。 なお、金額の僅少なものについては、その期の損益として処理しております。 のれん以外の資産の主な耐用年数は以下のとおりであります。 広告実施権等 10年 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。 なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リースについては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。</p>

項目	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
3. 繰延資産の処理方法	<p>(1) 株式交付費 月数を基準とした3年間の定額償却を行っております。</p> <p>(2) 社債発行費 社債発行期間にわたって定額償却をしております。</p> <p>(3) 開発費 月数を基準とした5年間の定額償却を行っております。</p>	<p>(1) 株式交付費 同 左</p> <p>(2) 社債発行費 同 左</p> <p>(3) 開発費 同 左</p>
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売掛金、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等、特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支払いに備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 会計基準変更時差異および数理計算上の差異はありません。</p> <p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 賞与引当金 同 左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同 左</p> <p>(4) 店舗閉鎖損失引当金 当事業年度末時点における決定に基づき、翌事業年度以降に退店する店舗の店舗閉鎖損失に備えるため、翌事業年度以降の損失発生見込額を計上しております。</p>
5. リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同 左</p>

会計処理方法の変更

<p>前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)</p>
	<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)、及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンスリースについては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
<p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました短期貸付金は、当事業年度において、資産の総額の100分の1を超えたため、区分掲記することになりました。</p> <p>なお、前事業年度末の短期貸付金は 5,401千円であります。</p> <p>(損益計算書) _____</p>	<p>(貸借対照表)</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度まで区分掲記しておりました「派遣費用」(当期152,546千円)は、表示方法を見直した結果、「報酬給与」に含めて表示することになりました。</p>

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年9月30日現在)	当事業年度 (平成21年9月30日現在)																																		
<p>※1. 担保に供している財産および偶発債務 当社代表取締役 濱田佳治の借入金 402,000千円に対して、担保として差し入れた 保険積立金は404,399千円であります。</p> <p>※2. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越極度額</td> <td style="text-align: right;">2,000,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">1,400,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">600,000千円</td> </tr> </table> <p>※3. 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものの他次のものがあります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">流動資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収入金</td> <td style="text-align: right;">1,228千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">流動負債</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払金</td> <td style="text-align: right;">10,461千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	2,000,000千円	借入実行残高	1,400,000千円	差引額	600,000千円	流動資産		未収入金	1,228千円	流動負債		未払金	10,461千円	<p>※1. _____</p> <p>※2. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">当座貸越極度額</td> <td style="text-align: right;">1,800,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">900,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td style="text-align: right;">900,000千円</td> </tr> </table> <p>※3. 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものの他次のものがあります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">流動資産</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">売掛金</td> <td style="text-align: right;">24,899千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未収入金</td> <td style="text-align: right;">1,851千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">流動負債</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払金</td> <td style="text-align: right;">5,617千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">固定負債</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期預り保証金</td> <td style="text-align: right;">19,811千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	1,800,000千円	借入実行残高	900,000千円	差引額	900,000千円	流動資産		売掛金	24,899千円	未収入金	1,851千円	流動負債		未払金	5,617千円	固定負債		長期預り保証金	19,811千円
当座貸越極度額	2,000,000千円																																		
借入実行残高	1,400,000千円																																		
差引額	600,000千円																																		
流動資産																																			
未収入金	1,228千円																																		
流動負債																																			
未払金	10,461千円																																		
当座貸越極度額	1,800,000千円																																		
借入実行残高	900,000千円																																		
差引額	900,000千円																																		
流動資産																																			
売掛金	24,899千円																																		
未収入金	1,851千円																																		
流動負債																																			
未払金	5,617千円																																		
固定負債																																			
長期預り保証金	19,811千円																																		

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式(注)1,2	—	9,708	1,020	8,688
合計	—	9,708	1,020	8,688

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加9,708株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,020株は、ストックオプションの権利行使による自己株式の減少であります。

当事業年度(自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式(注)1,2	8,688	340	6,600	2,428
合計	8,688	340	6,600	2,428

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加340株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少6,600株は、自己株式の消却(3,000株)および第三者割当処分(3,600株)による減少であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成20年9月30日現在)	当事業年度 (平成21年9月30日現在)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
未払事業税	—	8,563
賞与引当金	49,577	46,625
投資有価証券	99,689	97,359
未払事業所税	1,569	1,542
減価償却費	—	69,972
子会社株式	14,560	—
減損損失	64,095	—
退職給付引当金	8,749	13,113
繰越欠損金	42,644	410,282
その他	—	28,006
繰延税金資産小計	280,885	675,466
評価性引当金	159,085	492,760
繰延税金資産合計	121,800	182,706
繰延税金負債	(千円)	(千円)
その他有価証券評価差額金	—	4,067
繰延税金負債の合計	—	4,067
繰延税金資産の純額	121,800	178,639

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の負担率との間の重要な差異

	前事業年度 (平成20年9月30日現在)	当事業年度 (平成21年9月30日現在)
	当期純損失が計上されているため、記載しておりません。	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.6% (調整) 税務上の繰越欠損金の利用 △74.7 交際費等永久に損金に算入されない項目 6.4 住民税均等割等 32.6 その他 △0.4 税効果会計適用後の法人税等の負担率 4.5

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
1株当たり純資産額 31,688.21円	1株当たり純資産額 34,495.76円
1株当たり当期純損失 4,309.87円	1株当たり当期純利益 3,522.11円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 3,514.50円

(注) 1株当たり当期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△476,663	375,686
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△476,663	375,686
期中平均株式数(株)	110,598	106,665
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	231
(うち新株予約権)	—	—

	前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>①平成14年12月20日定時株主総会決議、平成15年11月19日取締役会決議によるストックオプション (株式の数50株)</p> <p>②平成15年12月19日定時株主総会決議、平成16年1月27日取締役会決議によるストックオプション (株式の数264株)</p> <p>③平成15年12月19日定時株主総会決議、平成16年9月21日取締役会決議によるストックオプション (株式の数184株)</p> <p>④平成16年12月22日定時株主総会決議、平成17年12月14日取締役会決議によるストックオプション (株式の数4,150株)</p>	<p>①平成15年12月19日定時株主総会決議、平成16年1月27日取締役会決議によるストックオプション (株式の数254株)</p> <p>②平成15年12月19日定時株主総会決議、平成16年9月21日取締役会決議によるストックオプション (株式の数164株)</p> <p>③平成16年12月22日定時株主総会決議、平成17年12月14日取締役会決議によるストックオプション (株式の数4,090株)</p>

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)	当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)
<p>1. 自己株式の消却について</p> <p>当社は、平成20年11月7日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことを決議いたしました。</p> <p>消却の内容</p> <p>(1) 消却する株式の種類 : 普通株式</p> <p>(2) 消却する株式の数 : 3,000株 (消却前の発行済株式総数に対する割合2.59%)</p> <p>(3) 消却後の発行済株式総数 : 112,391株</p> <p>(4) 消却日 : 平成20年11月20日</p> <p>2. _____</p>	<p>1. 配当金について</p> <p>平成21年11月13日に開催された当社取締役会において、平成21年9月30日現在の株主に対し、平成21年12月21日に164百万円の期末配当を実施することを決議いたしました。</p> <p>2. 募集新株予約権の発行について</p> <p>平成21年11月13日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、当社の取締役に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしました。</p> <p>(1) 新株予約権の募集の目的及び理由</p> <p>中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層の意欲及び士気向上を目的として、当社取締役に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。</p> <p>なお、新株予約権は、「(3) 新株予約権の内容」 「⑥ 新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、権利行使価額を基準として当社株価が一定の値まで下落した場合には、割当者たる当社取締役に対し、本新株予約権の行使期間満了日までに、一定の権利行使価額にて新株予約権を行使することを義務付けており、割当者が株価下落に対する一定の責任を負う内容となっております。</p> <p>(2) 新株予約権の数</p> <p>5,000個</p> <p>(3) 新株予約権の内容</p> <p>①新株予約権の目的である株式の種類および数</p> <p>(ア) 新株予約権の目的となる株式 当社普通株式5,000株</p> <p>なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p style="text-align: center;">調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、割当日後、新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。</p> <p>なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)</p>
	<p>(イ) 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数 新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は、1株とする。ただし、上記(ア)に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、上記(3)①(イ)に定める新株予約権1個の株式の数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)における株式会社大阪証券取引所へラクレス市場における当社普通株式の終値の平均値(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、その価額が新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はその前日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。</p> <p>なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)</p>
	<p>③新株予約権を行使することができる期間 新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、平成21年12月8日から平成26年12月7日までとする。</p> <p>④増加する資本金および資本準備金に関する事項 （ア）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。 （イ）本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記（ア）記載の資本金等増加限度額から、上記（ア）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p> <p>⑤譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑥新株予約権の行使の条件 （ア）新株予約権者の相続は認めない。 （イ）割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に40%（但し、上記（3）②に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価額の75%（但し、上記（3）②に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <p>(A) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (B) 当社が法令や株式会社大阪証券取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (C) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (D) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)</p>
	<p>(4) 新株予約権の割当日 平成21年11月30日</p> <p>(5) 新株予約権の取得に関する事項</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、または当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書、分割契約書について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない会社分割の場合は取締役会決議）がなされたとき、ならびに株式移転の議案につき、株主総会の決議がなされたときは、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができる。</p> <p>②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（3）⑥に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>③新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>(6) 組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>①交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（3）①に準じて決定する。</p> <p>④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記</p>

<p style="text-align: center;">前事業年度 (自 平成19年10月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p style="text-align: center;">当事業年度 (自 平成20年10月1日 至 平成21年9月30日)</p>
	<p>(3) ②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(6)③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>⑤新株予約権を行使することができる期間 上記(3)③に定める募集新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(3)③に定める募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。</p> <p>⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記(3)④に準じて決定する。</p> <p>⑦譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑧その他新株予約権の行使の条件 上記(3)⑥に準じて決定する。</p> <p>⑨新株予約権の取得事由及び条件 上記(5)に準じて決定する。</p> <p>⑩その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p> <p>(7) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項 当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。</p> <p>(8) 新株予約権と引換えに払込む金銭 新株予約権1個あたりの発行価額は、公正価格とし、当社の株価情報等に基づいて、第三者機関がモンテカルロ・シミュレーションによって算出した価額とする。</p> <p>(9) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 平成21年12月7日</p>

6. その他

(1) 役員の変動

該当事項はありません。

(2) その他

該当事項はありません。